

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 力月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 力月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法第 52 条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 0 百万円

4. 偶発債務

当業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000 百万円

政府保証外債 132,837 百万円

5. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(76,045 件) 1,381,545 百万円

補償損失引当金 38,045 百万円

差引額 1,343,499 百万円

6. 株式会社日本政策金融公庫法第 47 条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剩余金の配当に制限を受けております。

同法第 41 条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剩余金の額が零を上回るときは、当該剩余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。